

令和 6 年 第 6 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録	
開 催 年 月 日	令和 6 年 6 月 2 5 日 (火)
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後 3 時 2 5 分
閉会時刻宣告者	議長 室岡 重雄 午後 4 時 2 2 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	石 附 征 夫	出	1 1	吉 田 信 雄	出
2	梅 澤 功	出	1 2	坂 本 滋	出
3	新 井 徹	出		坂 本 廣 久	出
4	中 島 広 文	出		柴 崎 徹	出
5	室 岡 重 雄	出		横 田 義 教	出
6	金 子 達	欠		伊 藤 隆 夫	出
7	小 和 瀬 守	出		轟 和 男	出
8	福 島 隆 志	出		栗 原 功	出
9	戸 屋 政 春	出		矢那瀬 信一郎	出
1 0	中 島 英 樹	出		清 水 克 樹	出

議事参与者

職 員

局 長 黒瀬秀明
次 長 鈴木秀幸
書 記 青木智史
書 記 権田貴大

事務局長 議長	(起立・礼・着席の発声) ただいまから令和6年第6回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 本日、金子達委員より欠席の旨の通告がありましたので、ご報告いたします。 現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局長	令和6年第6回寄居町農業委員会総会、 日程第1、議事録署名委員の選任について。 日程第2、議案第48号、買受適格証明について。 日程第3、議案第49号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について。 日程第4、議案第50号から議案第58号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。
議長	日程第5、議案第59号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。 議事日程は以上でございます。 それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	それでは、小和瀬守委員と福島隆志委員にお願いいたします。 続きまして、日程第2、議案第48号、買受適格証明についてを議題といたします。 それでは、議案第48号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の1ページをご覧ください。 買受適格証明につきましては、農地の競売や公売に参加するために必要な証明で、農地法に基づく許可が得られる者であるかということを証明するものです。 今回は、農地として取得するための公売参加であることから、農地法第3条の基準により審査するものです。 また、この申請者が買受適格証明を受けることができ、公売入札に申し込みをし、最高価買受申出人となり、売却が決定された場合には、改めて農地法第3条の許可申請が提出されることとなります。 その3条許可申請提出後の事務処理についてですが、今回の買受適格証明におきまして、3条許可基準での審査を行うことから、3条許可申請内容が、今回の証明時のものと異ならなければ、総会に諮らずに3条許可を行うことができるものとされていますので、買受適格証明と合わせまして、3条許可申請が出された場合の、その後の事務処理につきましても、議案表下のとおりに行ってよろしいかの御審議をお願いいたします。 なお、今回御審議頂きます公売のスケジュールの概要ですが、関東信越国税局が実施するもので、入札期間は令和6年8月13日から8月20日まで、開札日は8月27日、売却決定は9月17日となっております。 それでは、議案第48号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容は、議案書のとおりです。 申請者は、本申請地の町道を挟んだ東側の農地を所有しており、長年、本申請地から自分

	の農地の方に伸びて来る除草を行って来たとのことです。今回、本申請地が公売になったことを知り、取得して利用していきたいと考え、公売への参加を希望したとのことです。 なお、申請地ではサツマイモやネギなどの露地野菜を栽培する予定です。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第3条第2項に規定されております、第1号全部効率利用、第4号農作業常時従事、第6号地域調和、全てにつきまして、農地法上の許可要件は、問題ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
吉田委員	吉田委員。 6月22日の土曜日に、栗原推進委員と2人で現地を確認し、申請人に事情を伺いました。事務局から説明がありましたとおり、周囲は田と畑に囲まれています。 申請人は、農業経営規模の拡大を図るために購入を検討しておりまして、ネギ、サツマイモ、ジャガイモ等の栽培を予定しているとのことです。
議長	問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
梅澤委員	他にご意見はございませんか。
議長	梅澤委員。
事務局	申請人は、桜の会の会員ですが、申請地に桜を植える計画なのでしょうか。 事務局。 先ほどの説明の繰り返しで恐縮ですが、事務局に提出された書類には、サツマイモやネギなどの露地野菜の栽培を行う計画が記載されており、申請人からは、書類に記載されたとおりの説明をされております。
議長	戸屋委員。
戸屋委員	申請人が所有している東側の隣地には、桜の木が植えてあります。そういったことで、こうした意見が出ているものと思います。
議長	お二人からご意見がありましたが、周辺農地に悪影響を与えているような状況でしょうか。
戸屋委員	戸屋委員。 草刈りも定期的にしていて、現状、影響はありません。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第48号、買受適格証明の交付及び、証明交付後の農地法手続について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第35号は原案のとおり、決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第49号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてですが、次の、日程第4、議案第55号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと関連がありますので、一括審議とすることにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。 (委員から、「異議なし」の声)
議長 事務局	それでは、議案第49号及び議案第55号について、事務局の説明を求めます。 議案書の2ページ及び4ページを御覧ください。

	農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請につきましては、過去に権利移動や権利設定の許可を得ている事業計画の変更の承認を求めるものです。 また、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 49 号及び議案第 55 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地となります。 申請地は、本申請の譲渡人が、令和 3 年 5 月に、貸住宅を建設する目的で農地転用許可を取得しておりますが、外構工事を終えたタイミングで、「ウッドショック」と言われる世界的な木材価格の高騰により、計画実行の見通しが立たなくなり、機を逸したまいましたところ、本申請の譲受人から、コインランドリー事業地としたいとの話が来たことから、本申請に至ったとのことです。 申請者、譲受人は、隣接都県に本社の所在がある、主に不動産賃貸業を営む法人で、申請地周辺の住宅生活環境などから、コインランドリー事業地として適していると考え、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
戸屋委員	戸屋委員。 先日、譲渡人と面談を行いました。当初は 2 棟の貸住宅を建てたかったけれども、様々な事情で、実行できなくなり、今回の申請に至ったとのことです。
議長	現地は本下水の整備も行われており、何ら問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) よろしいですか。それでは順に採決いたします。
議長	議案第 49 号について、原案のとおり計画変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 49 号は原案のとおり計画変更を承認することとして、知事に意見を送付します。
議長	次に、議案第 55 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第 55 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。
議長	続きまして、日程第 4、議案第 50 号から議案第 58 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、議案第 50 号及び議案第 51 号については、関連があ

議長 事務局	りますので、説明は一括で行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。 (委員から、「なし」の声) それでは、議案第 50 号及び議案第 51 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページを御覧ください。 それでは、議案第 50 号及び 51 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請地は、都市計画法の用途区域内にある土地となります。 申請者、譲受人は、すでに申請地に隣接する〇〇番地の宅地と既存建物を購入し、居住を開始しています。 宅地の購入時に調査した際、宅地東側の議案第 50 号の申請地が、農地のままで、住宅敷地として使用されていることが判明したため、宅地とあわせて譲り受ける必要があったことから、本申請に至ったとのことことです。 また、譲受人は、古物商や飲食店を運営する会社の代表を務めており、それらの事業で利用する資材置場や業務用車両の駐車場を探していたところ、宅地南側に隣接する議案第 51 号の申請地を、同じ譲渡人から譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことことです。 なお、譲受人が個人として譲り受け、譲受人が代表を務める法人に貸すという形を取るため、申請目的は貸資材置場及び貸駐車場敷地となっております。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題はないものと考えます。 説明は以上です。
議長 石附委員	この件について、地元委員のご意見をお願いします。 石附委員。 20 日に坂本推進委員と現地を確認しました。事務局から説明のありましたとおり、特に問題ありませんが、これまでの土地の利用経緯については、譲渡人に事情を伺ったところ、宅地にはこれまで、譲渡人の母が暮らしており、議案第 51 号の申請地は家庭菜園などを営んでいたとのことでした。
議長	周囲の農地に対する影響ですが、周囲は宅地に囲まれておりまして、特に問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは、順に採決いたします。 議案第 50 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 50 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 51 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 事務局	全員賛成ですので、議案第 51 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 52 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 52 号につきまして、御説明申し上げます。

	別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、現在、県内他市に居住しておりますが、自然豊かな場所で自己用住宅を建てたいと検討していたところ、本申請地と本申請地北側に隣接する非農地の土地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
石附委員	石附委員。 申請者双方ともに、遠隔地ですので、申請地の隣地にお住まいの〇〇さんに事情を伺いました。 もともとは、譲渡人の先代が亡くなられたことを機に、土地が荒廃し、周囲に影響があったような土地とのことでしたが、今回の申請に先立ち、除草などが行われたとのことでした。 申請地については、山際で、周囲への影響もないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第52号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第52号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第53号について、事務局の説明を求めます。
	それでは、議案第53号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内の借家に家族で居住しており、借家では手狭に感じていたことから、妻の実家にほど近い場所で、自己用住宅の建築を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
伊藤推進委員	伊藤推進委員。
	周辺には、既に住宅がありまして、問題ないと思います。
議長	他にご意見はございませんか。
	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。
	議案第53号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第53号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。

事務局	次に議案第 54 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 54 号につきまして、御説明申し上げます。別冊の案内図と併せて御覧ください。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、町内の借家に家族で居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を検討していたところ、実家の南に隣接する本申請地を父親から、借り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 坂本滋委員。
坂本滋委員	日曜日に現地を確認してまいりまして、問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 54 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 54 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 56 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 56 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は現在、県内他市の借家に家族で居住しておりますが、手狭に感じ、自己用住宅の建築を検討していたところ、譲受人の父親が所有する本申請地を借り受けられることとなり、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、本申請地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。 栗原推進委員。
栗原推進委員	22 日に、吉田委員と現地確認してまいりました。現地は草が生えておりますが、きれいに管理されております。 譲受人は、譲渡人の息子で長男の方ですが、お子さんが生まれており、自身が通った小学校に通わせたいとのことでした。 問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。

議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 56 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 56 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に議案第 57 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 57 号につきまして、御説明申し上げます。 申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は現在、県内他市の借家に家族で居住しておりますが、将来を考え、実家近くで住宅を建てたいと検討していたところ、実家近くの本申請地を、父親から借り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 33 条第 4 号によりまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものにつきましては、例外として許可となるものとされております。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。 なお、本申請地は、昨年 10 月の寄居町農業振興地域促進協議会で御審議を頂き、本年 1 月 17 日に、除外手続が完了しております。 説明は以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いします。 梅澤委員。
梅澤委員	22 日に現地確認と譲渡人に面談を行いました。何ら問題ないものと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 57 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 57 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案 58 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 58 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図と併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、隣接市で自動車部品の製造とエンジン整備を行う工場を運営しておりますが、経営規模拡大を図るため、自動車修理・整備等を行える工場の建設を検討していたところ、本申請地を譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第 1 種農地ですが、農地法施行規則第 35 条第 4 号によりまして、申請に係る農地を市街地に設置することが不適当なものとして挙げられる、自動車修理工場、食堂等、車両の通行上必要な沿道サービス施設の用に供する場合で、一般国道又は都道府県道の沿道の区域に設置されるものにつきましては、例外として許

議長 中島広文委員	可となるものとされております。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきましても、該当するものと考えます。 説明は以上です。 この件について、地元委員のご意見をお願いします。 中島広文委員。 先日、清水推進委員と現地確認を行い、譲渡人に事情を伺ってまいりました。申請に至った経緯については、事務局の説明にもありましたとおり、譲渡人の知人の方から、自動車整備工場として使用したいと相談があり、県道と町道に面した申請地が、計画地として最適と考え、申請に至ったとのことでした。 譲渡人は、専業農家をしており、本件に伴い、経営面積が減少してしましますが、将来的には、農地を取得したいと考えているとのことでした。 周辺農地への影響についても、ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声) 議長 よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第58号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、議案第58号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 続きまして、日程第5、議案第59号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。 議長 事務局 それでは議案第59号について、事務局の説明を求めます。 議案書の5ページを御覧ください。 町が定める農用地利用集積計画による利用権の設定、移転につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農業委員会の決定が必要となるため、御審議いただくものです。 それでは、議案59号につきまして、説明いたします。今回の計画は、全25筆で、合計面積が19,123㎡です。 農地の内訳は、全て畑となっております。整理番号6番と22、23番の新設定3筆について御説明いたします。 6番の借受人は、今回初めて借り受ける方で、現在お住いの町の市民農園で、3年ほど農作業を経験しているとのことで、今月中に寄居町に移住してくる予定になっているとのことです。 また、当面は、兼業で農業を行う予定ですが、農業で生計が立てられる目処が立ち次第、専業農家になりたいとの意向を持っています。 作物は、露地野菜の有機栽培を行っていくとのことです。 次に22番と23番の借受人も、今回初めて借り受ける方で、現在、隣接町の農業法人に勤めている方です。 また、この方も、当面は、兼業で農業を行う予定ですが、軌道に乗り次第、専業農家に移行したいとの意向を持っています。 作物は、同じく、露地野菜の有機栽培を行っていくとのことです。
-------------------------	---

	今回の計画の決定基準ですが、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 59 号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 59 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。委員から何かありましたらお願いいたします。 吉田委員。
吉田委員	この場でお尋ねするのは恐縮なのですが、企業誘致推進計画についてです。 富田の南丹波耕地ですが、面積が約 10 ヘクタールありまして、町が、企業誘致の候補地に選定したと伺っておりますが、どなたの指示で、町ホームページに掲載されているのでしょうか。
議長	事務局。
事務局長	企業誘致推進計画自体は、寄居町が計画しているものでございまして、計画自体は農業者様の同意を得て、掲載しているわけではなく、寄居町の中で、一団の土地として、企業側に提案するかたちのものでございます。町といたしまして、この土地を売却の対象地として掲載しているわけではございません。 この計画については、農産法といわれる、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律というものがございまして、農村地域に企業を誘致する際に、計画地の範囲を事前に定めますと、青地を白地にできるというものでございまして、現時点において、企業誘致を推進する地域としているものを、町として正式に企業誘致を行うものとして、農産法実施計画への位置づけを検討している段階で、その候補地のひとつが、南丹波地区、もうひとつが桜沢地区になります。 現在、ホームページ上に掲載されているものについては、正式に企業誘致を行う前の候補地として、掲載しているものですので、御理解を頂ければと存じます。
議長	吉田委員。
吉田委員	事情を理解しました。不動産屋が土地を売ってくれと訪ねてくることがあり、その一因として、ホームページの影響があると考えておりました。 たとえば、計画から削除することは可能なのでしょうか。
議長	事務局。
事務局長	企業誘致推進計画の南丹波地区においては、地元の方が、地権者の同意を得たとの情報は町といたしましても得ています。 企業誘致推進計画については、令和 5 年 3 月に変更したものが、ホームページ上に掲載されており、南丹波地区のみをホームページ上から削除することは難しいものと考えております。
議長	吉田委員。
吉田委員	地権者の方が全員賛成でないと出来ないものなのか、反対者が数人程度ならできるのか、可能であれば、見解を教えて頂ければと思います。

議長 事務局長	事務局。 例えば、一団の農用地の中心部分の所有者様が反対ということになりますと、話が進まないこともあると存じますが、企業の計画に支障がないような範囲で、賛成が見込まれるということであれば、企業に紹介できるものと思われます。 町としましても、無理にこのエリアを開発しようとするものではなく、皆様の同意を得られたということであれば、正式に動きたいと考えております。 地元の皆様をはじめ、企業の方にアンケート調査等を町として行う予定もありますので、その際には皆様に協議をして頂くということになろうかと存じます。
議長	他にご意見はございませんか。
新井委員	新井委員。 利用権設定の議案についての質問です。かなり賃料にばらつきがありますが、なにか根拠等があれば教えてください。
議長 事務局	事務局。 議案記載の賃料については、10 アールあたりの金額を記載しておりまして、寄居町においては、農地中間管理事業の貸借料にあたる、一反あたり 5,000 円というものが一定の基準となっています。
議長 柴崎推進委員	利用権設定については、機構が仲介していないため、相対での取り決めによる金額となっていますので、事務局が金額を指定しているわけではなく、いくらでなければならないというものでもありませんので、事務局に提出された申出書に記載の金額情報を記載しているところでございます。 柴崎推進委員。 企業誘致の件で質問がありましたが、企業が来るといって、賛成、反対の意見が必ずあるものですが、反対者の意見が通らない状況が必ず出てくると思います。 これだけのうわさがあって、町でも予定地としているのであれば、まずは地区の同意を確認する必要があると思いますので、心配に感じました。 先ほどの説明の中で、南丹波地区の他に、桜沢地区が触れられていましたが、具体的な場所の見当はあるのでしょうか。
議長 事務局長	事務局。 企業誘致推進計画において、桜沢地区については、北田島地区を掲載しております。 本計画においては、地域の地権者様から同意を得られたから企業誘致を推進する地域として設定するものというわけではございません。 町がその地域へ企業誘致を推進する決定を正式に行うためには、地域の皆様の同意を得られていることが前提になるものと思いますので、先ほどの男衾地域と同様に、地域の皆様の同意を頂けるかについて、町として確認させて頂きながら進めていくものと考えております。
議長	他になにかございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長 事務局長	事務局から何かありますでしょうか。 事務局から 1 点、ご連絡いたします。 今回の総会ですが、7 月 25 日、木曜日でお願いしたいと存じますが、互助会の催しが予定されておりますので、開始は午後 4 時からと御予定頂き、正式な開始時刻は、議案数によりまして、開催通知で、お知らせさせて頂きたく存じます。

議長
事務局長

繰り返し申し上げます。
7月25日、木曜日の総会でございますが、午後4時から御予定頂きまして、正式な開始時刻は、開催通知にて、お知らせさせて頂きたく存じます。
以上、お願いいたします。
それでは、他に無いようですので、令和6年第6回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。
(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

小和瀬 守 委員 福島 隆志 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和6年6月25日

議 長

室 岡 重 雄

委 員

小 和 瀬 守

委 員

福 島 隆 志